

令和5年 2月の安らぎ通信

目次

- (1)  災害に強い家 選択肢多く
- (2)  49 活火山の周辺自治体 「避難確保計画」進まず
- (3)  姿消す公衆電話 災害時に存在感
- (4)  南海トラフ後 1 週間以内 M8 級地震 連続も
- (5)  宅地の盛り土 潜むリスク
- (6)  体験と教訓 次代へ 阪神大震災 28 年
- (7)  福祉+防災で街に優しさ

(1) 災害に強い家 選択肢多く

☆住まいの地震対策には、「耐震」「制震」「免震」の3つの構造

* 「耐震」：建物の強度で揺れに耐える構造。倒壊せず、住人が避難できるよう考慮。

* 「制震」：建物内部に^{おもり}錘やダンパーを組み込み、揺れを吸収する構造。

* 「免震」：揺れを受け流す構造。建物と基礎との間に免震装置を設置して地盤と切り離し、揺れを直接伝えない仕組み。揺れは最も小さい。

* 転倒防止には、造り付けの家具が有利。

☆浸水の恐れのある区域内的の建築物の浸水対策

* 敷地のかさ上げ

* 居室の床面の高さの引き上げ

* 浸水が想定される部分の構造の耐水化

* 止水板の設置

* 浸水後の修復が容易な建材を使う

* 電気設備の位置を高くする

* 自宅避難ができるよう、水回り設備を2階にする

* 船のように浮かせる浮上構造

* 砂利・コンクリートで床下を密閉する地熱床システム など

(2023年1月1日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



(2) 49 活火山の周辺自治体 「避難確保計画」進まず

- *日本は世界の 7%に当たる 111 の活火山を抱える火山大国。
 - *活火山法は全国 49 の活火山を対象に、スキー場や病院、山小屋などを「避難促進施設」に指定し、管理者が避難確保計画を策定するよう義務付けています。
 - *該当施設を抱える 143 自治体のうち、避難促進施設を指定済みなのは 56 自治体のみ（2022 年 3 月末時点）。
 - *指定された全施設で計画作成済みの自治体は 31。
- （2023 年 1 月 4 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）



(3) 姿消す公衆電話 災害時に存在感

停電でも稼働・つながりやすさ 不慣れな子 使い方指導

- *災害時の連絡手段として、公衆電話の意義が改めて見直されています。
- *停電に左右されず、通信制減の影響を受けにくい強みは非常時には大きな武器。
- *災害時の通信手段を確保する目的から、公衆電話は回線が混み合う際でも優先的に使うことができます。
- *代替電源などがある通信施設から給電されており、停電時でも稼働する強みも。
- *公衆電話から固定電話への通話回数は 2021 年度に約 3000 万回で、2001 年度から 98%減。
- *使ったことがない小学生は 77%。
- *27%は存在自体を知りませんでした。
- *2021 年度末には約 13 万台となり、2001 年度末に比べると 50 万台超の減少。

☆公衆電話での安否確認に備えて

- *通勤経路上などの設置場所を確認。
- *大切な連絡先は手帳などに控える。

☆公衆電話

- *日本では 1900 年、東京上野、新橋の両駅に初めて設置。
- *NTT 東日本と NTT 西日本は今後も削減する一方、公民館などで保管し、非常時に使う「災害時用公衆電話」の配備を進める方針。

（2023 年 1 月 9 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用）

(4) 南海トラフ後 1 週間以内 M8 級地震 連続も

* 東北大と東京大、京都大の研究チームは、南海トラフ沿いで巨大地震の発生後、1 週間以内に同規模の後発地震が起きる確率は 2.1~77%と、平時の 99~3600 倍に高まると発表。

* 世界の他地域と比較して、巨大地震が連続で発生する確率が高いことも示しました。

* 南海トラフ巨大地震は、マグニチュード(M) 8~9 級が 30 年以内に 70~80% の確率で起きるとされます。

* 発生確率は先発地震から 6 時間以内が 1.0~53%。

* 1 日以内は 1.4~64%

* 3 年以内に M8 以上の巨大地震が連続して起きる確率は、南海トラフ地震で 4.3~96%。

* 国は 2019 年から、後発地震発生の可能性が高まった場合に警戒や注意を呼び掛ける「南海トラフ地震臨時情報」を運用しています。

(2023 年 1 月 11 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(5) 宅地の盛り土 潜むリスク

震災時地すべり 100 箇所、被害やまず

滞る調査・工事 費用の壁

* 震度 7 を記録した都市直下型地震阪神大震災では、100 箇所超で盛り土の地すべり。

* 国は 2006 年に宅地造成等規制法を改正して安全基準を厳格にしました。

* 盛り土でつくられた一定規模以上の宅地を「大規模盛土造成地」と定め、地盤などの強化を促す「宅地耐震化推進事業」を開始。

* 自治体に①分布マップの作製・公表②崩落の危険度調査③擁壁改修などの崩落防止工事を進めるよう求めました。

* 大規模盛土造成地は全国 999 市区町村で約 5 万 1 千か所 (2021 年 3 月時点)。

* 調査を終えているのは 39 市区町村。

* 被災前に崩落防止工事を始めたのは 2022 年 3 月時点で 4 市町にある 4 か所。

* 工事が進まない要因として指摘されるのが費用負担の在り方。

* 私有地の工事費用に公的資金を充てる場合も住民らの理解が十分得られるかはわかりません。

*対策を実行に移せるかどうかは地域全体の防災意識が左右します。

※盛り土：谷や斜面に土を盛り、平らな土地を造成する工法。

☆大規模盛り土造成地が多い都道府県

神奈川	6304箇所	愛知	3626
福岡	4990	千葉	3191
大阪	3723		

※2021年3月時点、国土交通省調査

(2023年1月17日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(6) 体験と教訓 次代へ 阪神大震災 28年

被災者の高齢化進む ボランティア育成急務

*阪神大震災を機に1998年、特定非営利活動促進法（NPO法）が成立。

*東日本大震災では企業が「ボランティア休暇」制度を設ける動きも浸透。

*近年、国内のボランティア人口は減少傾向。

*2022年時点で約668万人と、ピーク時の約868万人（2011年）から約23%減。

*背景には担い手の高齢化。

*感染対策でボランティアの受け入れを制限せざるを得ないケースが目立ちました。

*兵庫県は2019年、団体に交通費と宿泊費を最大20万円助成する制度を設けましたが、他の自治体に同様の取り組みは十分に浸透していません。

(2023年1月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(7) 福祉+防災で街に優しさ

*なかなか進まないのが、高齢者や障がい者など災害弱者の避難対策。

*政府は2021年の改正災害対策基本法で災害弱者について支援者や避難場所などを決めておく「個別避難計画」の作成を市区町村の努力義務としました。

*作成済み市区町村は約8%。33%は手つかず（消防庁2022年1月調査）。

*重要なのはケアマネジャーや相談支援専門員ら、日ごろから災害弱者と接して信頼を得ている人が計画作成に加わること。

(2023年1月20日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)